

生徒心得

整容に関する規程

端正にして清潔を心がけ、制服を正しく着用し、品位を保つこと。

1 服装

- ア 男女共に本校指定の制服を着用すること。
- イ コート類の色は、華美にならないこと。
- ウ 通学用靴は、派手でないデザインのものとする。なお、内履きは学校指定のものとする。
- エ ベルトは学校指定のものとする。
- オ 女子のソックスは紺色とする。
- カ 女子は冬季間（11月～翌3月）は必ずタイツ（黒・無地）を着用すること。なお、儀式（卒業式）には正装で臨み、タイツを着用すること。
- キ 男子のワイシャツ・女子のブラウスの裾は、ズボン・スカートの中に入れること。
- ケ 夏服は学校指定の半袖ポロシャツとする。（7月～8月は必ずポロシャツ着用のこと。）

2 頭髪

(1) 男子

- ア 特殊なカット・染色・パーマ等はしないこと。
- イ 髪の色は黒・紺・茶の派手でないゴムで結ぶこと。又前髪は目にかからないこと。

(2) 女子

- ア 特殊なカット・染色・パーマ等はしないこと。
- イ 髪が肩にかかる場合は、黒・紺・茶の派手でないゴムで結ぶこと。又前髪は目にかからないこと。
- ウ ヘアピンを利用する場合は黒・紺・茶とする。

3 カバン

通学用カバンは教科書等の持ち帰りにふさわしいデザイン・材質で、色は派手でないこと。（学生カバン・リュック形式・スポーツバック形式・ショルダー形式から選んで使用すること。）

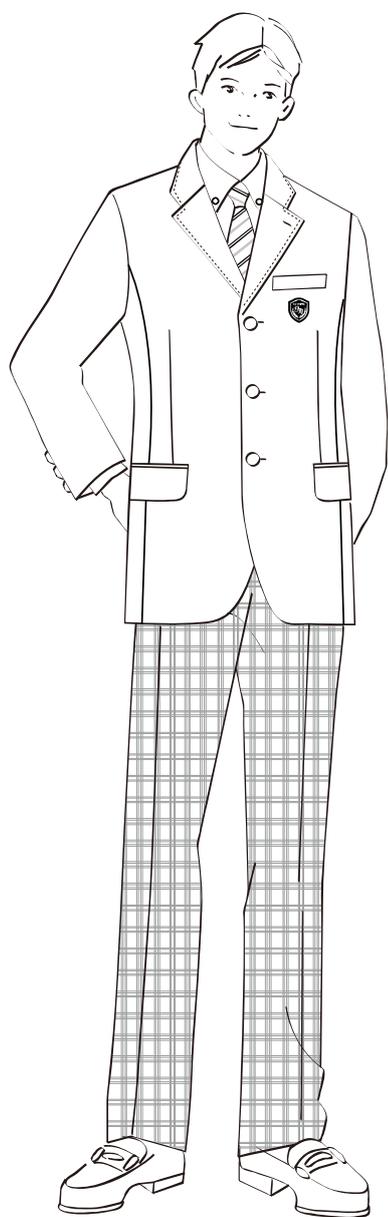
4 その他

- ア マニキュア、化粧、ピアス等その他の装身具は認めない。
- イ 眉をそったり著しく額をあげたりしないこと。

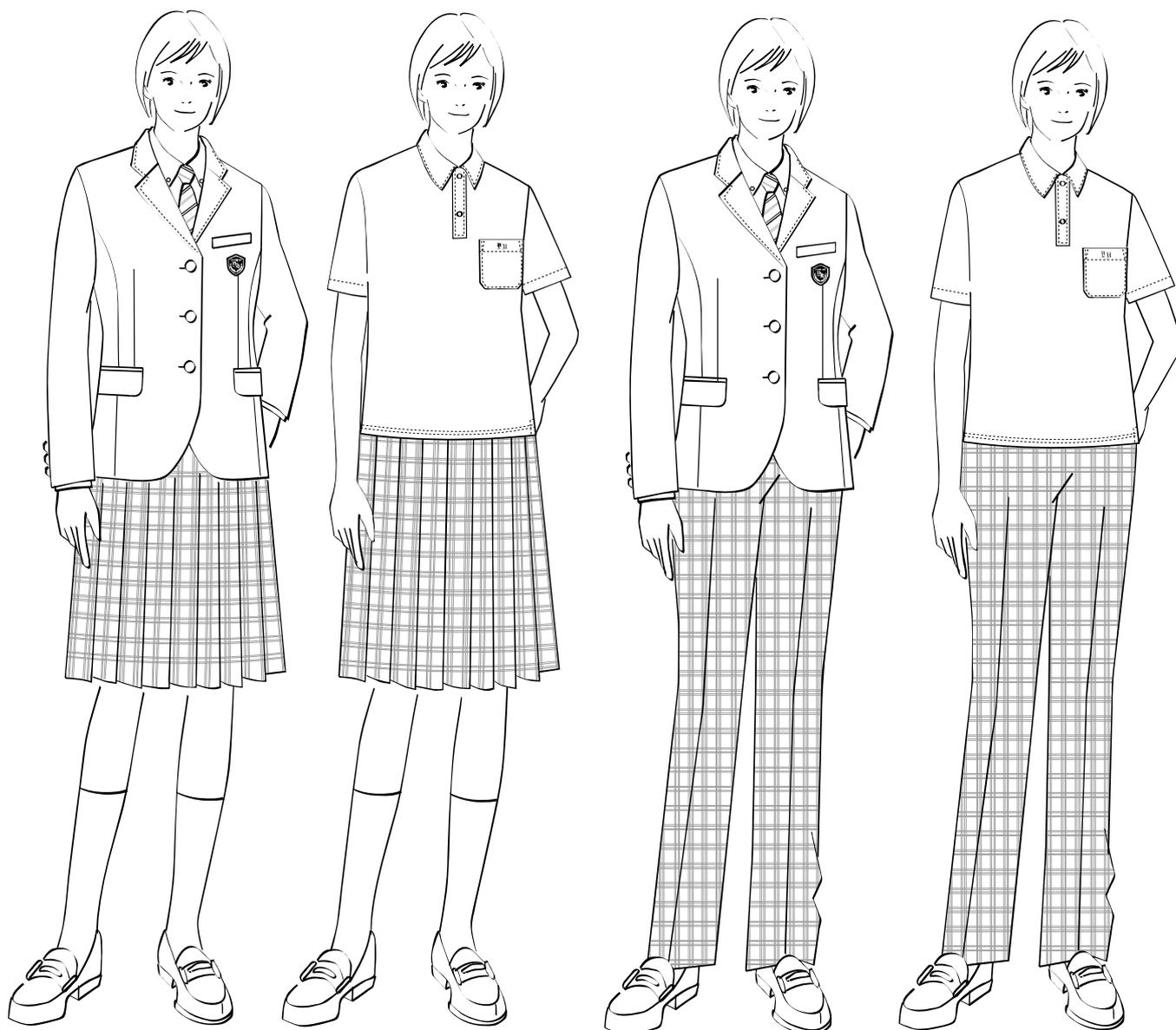
付

- 1 儀式、衣替え（6月1日・10月1日）など必要な場合はその都度連絡・指示する。
- 2 やむを得ない事情で規定以外の服装で登校する場合は異装願を提出して許可を得ること。
- 3 整容指導は、年6回（4・6・8・10・1・2月）行い、違反者には再指導を行う。

矢島高等学校制服 男子



女子



令和元年度 女子のソックス丈について一部見直し

令和3年度 女子生徒用スラックス導入

令和5年度 夏服着用規程の見直し

以上のように、生徒総会等での要望を受け、生徒会及び教職員等で協議を行い、服装規程については運用上の見直しを適宜行っている。

今後も、生徒及び保護者等の要望を受け、生徒・教職員及びPTA役員等と協議を継続し、生徒にとってより良い環境を目指し、改訂を進めていく。